

海士小学校 いじめ防止基本方針

平成26年6月1日改訂
海士町立海士小学校
校長 室山 美恵子

1. はじめに

いじめは冷やかしかからかい等のほか、インターネットを介したいじめ、暴力を伴ういじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自ら命を絶とうとしてしまったりするなど、深く傷つき、悩んでいる児童もいる。いじめの問題への対応は学校として大きな課題である。

そこで、児童が意欲を持って充実した学校生活を送れるよういじめ防止に向けて、日常の指導体制を定め、何よりいじめの未然防止に力を入れながら、いじめの早期発見に取り組むと共に、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するために「海士小学校いじめ基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

2. いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童と当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

この定義を踏まえ、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

3. いじめ防止のための視点

(1) 共有すべき視点

- ① 学校には、学校管理下において児童の心身の安全を守る責務があること。
- ② いじめ予防に焦点を当てた学校経営は、児童が安心して学校生活を送れることにつながり、ひいては学力向上など学校教育目標の実現にも大きく寄与することが期待できること。
さらに、児童はいじめ防止の指導を通じ、社会のルールを学ぶことにより、健全な精神を持った有益な社会人の育成にも寄与することが期待できること。
- ③ 学校は、年度当初、いじめの防止に関する考え方や指導計画（「いじめ防止基本計画」）を児童、保護者及び地域等に提示する必要があること。
- ④ いじめ防止の取り組みは、教科、道徳、学級活動、児童会活動、教育相談などによるいじめに関わる指導を、学校全体としての「線」としての取り組みにする必要があること。
- ⑤ 生涯にわたって望ましい人権感覚を育むという視点に立ち、いじめの内容や問題などについて発達の段階を踏まえ、心に残る指導の展開が重要であること。
- ⑥ 学校は、「いじめは、いじめる側が悪い」というスタンスに立つこと。
- ⑦ 学校は、「いじめを許さない、万一いじめられた場合は、とことん守り抜く」というメッセージの発信を繰り返し行うこと。
- ⑧ 多くのいじめが、休み時間、昼休み、放課後など教職員がいない場面で発生している

ことを踏まえた職員の配置態勢や、心和む校内環境などについても配慮が必要であること。

- ⑨ いじめ防止は、他者の存在を認め、互いを信頼し合い、協力し合ってよりよい学校をつくることをアピールした取り組みであり、児童を指導する立場にある教職員間のパワーハラスメントやセクシャルハラスメントなどの不適切な言動はもとより、児童生徒への暴言や体罰などは、それに大きく矛盾した行為であること。
- ⑩ いじめの防止は教職員だけでは完結しないこと。学校の構成員でもある児童と一体となった取り組みが不可欠であること。
- ⑪ いじめのない楽しい学校づくりのために児童自らがその重要性に気づき、考え、実行できるような場面（しかけ）を多く提供すること。
- ⑫ 児童会の活性化やリーダーの養成が重要であること。
- ⑬ いじめの防止は、学校だけでは完結しないこと。保護者、地域、関係機関などとの協働が不可欠であること。とりわけ、保護者の協力は最重要であり、加害、被害を問わず、丁寧な対応が求められること。

4. いじめの予防

(1) 校内体制の取り組み

- ・年度当初の職員会議において「海士小学校いじめ防止基本方針」の内容確認と取り組みについての共通理解を図る。＜4月＞
- ・全校集会で校長がいじめの問題に触れ、「いじめは、人間として絶対に許されない行為」との雰囲気为学校全体に醸成する。＜4月・9月・1月＞
- ・学級担任は、仲間づくりの大切さとともに、見てないふりをする事は「いじめ」につながる事、いじめを見たら先生や友だちに知らせたり、やめさせたりすることの大切さについて指導する。＜4月学級びらき・9月・1月＞
- ・いじめ防止ポスターの作成、掲示を行う。＜5月＞
- ・互いに授業を参観し合うことで、生徒指導の観点から児童の情報交換を行う。＜常時＞
- ・職員朝礼＜常時＞、生徒指導職員会議＜月1回＞、学年担任会＜月1回＞などで児童のよさや課題、対応について共通理解を図る。
- ・授業づくりや集団づくり等「海士小学校いじめ防止基本方針」の内容が反映された学級経営案を作成・評価する。＜作成：5月 評価：7月・12月・3月＞
- ・いじめの態様、原因、背景、具体的な指導上の留意点など「いじめの問題」について校内研修を行う。＜6月・11月＞
- ・児童の活躍や意欲の溢れる環境作りを行う。＜児童玄関：生活目標、行事の写真、賞状、毎月のがんばったことカードなど＞
- ・職員会議、職員朝礼などにおいて随時、いじめ防止対策委員会において「取組評価」を行い取り組みの見直しを行う。＜7月・12月・3月＞

(2) <いじめ防止対策委員会の取り組み>

○委員：校長、教頭、生徒指導主任、教育相談担当、当該学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー

- ・「海士小学校いじめ防止基本方針」の作成・見直し
- ・年間指導計画の作成
- ・校内研修会の企画・立案
- ・調査結果、報告等の情報整理・分析
- ・いじめが疑われる事案の事実確認・判断
- ・配慮を要する児童への支援方針

(3) 授業改善の取り組み

- ・わかる授業を行い、児童の基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。<学校図書館活用教育の推進>
- ・一人一人が活躍できる全員参加の授業を行い、児童に自身を持たせ、自己有用感を高める。<自分の考えを書かせる活動の重視>
- ・教科などの特質を生かした小集団学習を取り入れ、教え合い、学び合う学習集団づくりを行う。
- ・道徳の授業を計画的に行い、道徳的価値や自分の生き方についての考えを深め、道徳的実践力を育てる。
- ・学習規律規準表を用い、授業などのルール定着について確認、共通理解を図る。また、学期当初は、「聞く姿勢」づくりに重点的に取り組む。<4月・9月・1月>

(4) いじめに関する学習の取り組み

- ・全学級「言葉づかい」についての学級活動を行う。<6月>
- ・いじめ問題など「命」の大切さを考える参観日を行う。<10月>
- ・人権週間に「人権標語」を作成し、人権集会で発表する。<12月>

(5) 集団づくりの取り組み

- ・互いのよさや学級のよさを見つけ、認め合う活動を行う。<授業時、終礼時、表彰、グループ日記、学級通信など>
- ・社会性や豊かな情操を育む、さまざまな体験活動を行う。<年間計画>
- ・かかわり合うことが楽しいと感じ、年長者の自己有用感を高める異年齢集団活動を行う。<全校遊び、交流給食・遊び、縦割り班清掃、縦割り班遠足、地区応援合戦など>
- ・児童の自らの手による（運営委員会）生活目標づくりを行う。<5月、9月、12月>
- ・互いに力を合わせ、根気強さを身につける課外活動を行う。<4・9月陸上大会、5・6月バスケットボール大会、10月音楽会>
- ・アンケートQ Uを活用し、学級集団の現状や要支援の児童を捉えた、具体的な手立てを行う。<6月・11月>

(6) ネット上のいじめの対応

- ・家庭でのスマホや3DSなどの使用ルールづくりを促す、情報モラルの参観日を行う。
<7月>
- ・外部講師を招いた情報モラル教室を行う。<11月>
- ・校報や学級通信などで、保護者の見守りやフィルタリングについて啓発する。<各学期1回>
- ・学校ネットパトロールについて周知し、リスクに応じて削除依頼などの対応をする。
<ピット・クルー株式会社との連携>

(7) 保護者への取り組み

- ・PTA役員会で「海士小学校 いじめ防止基本方針」について意見を伺い、方針に反映させる。<4月>
- ・校報を活用し「海士小学校 いじめ防止基本方針」について保護者に周知する。<5月>
- ・連絡帳や学級通信を活用し、児童の活躍やよさを積極的に伝える。
- ・養護教諭を中心に「早寝、早起き、朝ご飯」など規則正しい生活習慣について啓発する。
<6・1月>

5. 早期発見・早期対応

(1) いじめの早期発見・早期対応の取り組み

- ・日頃から積極的に児童とふれ合い、児童の小さな変化を見逃さないようアンテナを高く持つ。
- ・養護教諭は、児童の様子に目を配るとともに、変化を感じたときは、機会を捉え悩みを聞く。
- ・様子に変化が感じられる児童について、管理職や生徒指導主任に報告し情報を共有する。
- ・アンケートQ.Uを活用して、いじめ項目（1~3年生学級満足度「7~12」、4~6年生学級満足度「7~12」）について確認し、気になる児童に対して速やかに教育相談を行う。<6月、11月>
- ・学校生活アンケートを活用して、いじめ項目について確認し、気になる児童に対して教育相談を行う。<2月>
- ・教育相談週間を設け、全ての児童と教育相談を行う。<6月・11月・2月>
- ・いじめの相談を受けた教員は、管理職や生徒指導主任に報告するとともに、「いじめ防止委員会を通して情報を共有する。

6. いじめへの対応

※いじめ防止委員会で決定した指導・支援体制に基づき、指導・支援を行う。

(1) いじめられた児童

- ・いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、いじめられた児童に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を取り除く。
- ・いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人など）と連携し、いじめられた児童に寄り添える体制をつくる。
- ・いじめられた生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

(2) いじめた児童

- ・いじめた児童への指導では、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・必要に応じて、いじめた児童を別室において指導するなど、いじめられた児童が落ち着いて授業をうける環境の確保を図る。
- ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- ・不満やストレスがあっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書など適切に発散できる力を育む。
- ・犯罪行為などについては、警察署などとも連携して対応する。

(3) 学級担任など

- ・学級で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

(4) 組織

- ・状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーや警察などの協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れて必要な支援を行う。

(5) 保護者

- ・家庭訪問（加害、被害とも。学級担任を中心に複数人数で対応）等により、速やかに事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ・いじめられた児童を徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を取り除く。
- ・事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

7. 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・高額の金品を奪い取られた場合
- ・児童が相当の期間（30日以上）学校を欠席することを余儀なくされている場合
- ・保護者から重大事態の訴えがあった場合

(2) 重大事態時の報告・調査協力

- ・学校が重大事態と判断した場合、町教育委員会に報告するとともに、町教育委員会と連携して対応する。

8. 具体的な緊急対応の手順

